

活用業務届出書

西 企 営 第 4 号
2 0 2 1 年 4 月 1 2 日

総務大臣
武田良太殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしいや

氏 名 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林 充佳

こばやし みつよし

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社(以下「当社」という。)が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、県間のIP電話サービス^{※1}の役務提供を行うとともに、同サービスについて当社の業務区域外(以下「エリア外」という。)のエンドユーザとの通信を可能にするために他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行う。

なお、IP電話サービスの設備概要は、添付資料1の通りである。

※1 本業務により提供予定のサービスの種類は以下の通りである。

- ①現在提供しているIP電話サービス
- ②高品質通話、広帯域映像通信及びデータ伝送も利用可能なIP電話サービス

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務等を営むために保有する次世代ネットワーク^{※2}、新たに設置するGWルータ(東京都に設置)、新たに調達した東西間の県間伝送路、新たに設置する中間配線架を利用し、当社の業務区域内において県間のIP電話サービスの提供を行う。

また、同サービスについてエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社保有の次世代ネットワークと他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う。なお、当該料金設定に係る業務の開始にあたっては、東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモとの相互接続を予定している。

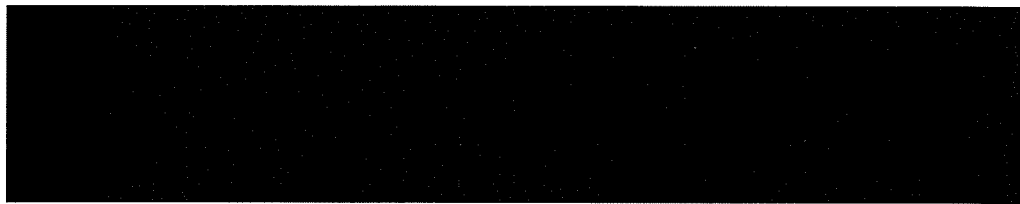
また、活用業務の認可(平成20年2月25日)を受けて公募により調達した県間伝送路、自ら敷設・保有する県間伝送路、GW ルータ、中継ルータについては、本業務においても引き続き利用する。

※2 総基事第14号(平成15年2月19日)及び総基事第39号(平成20年2月25日)で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

2. 業務の開始の日

2021年5月(予定)

3. 業務の収支の見込み



数値は表示単位未満を四捨五入しているため、収入、費用の合計の数値と収支の数値については一致しない場合がある。

なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

当社は、これまで2011年11月に「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表し、2025年頃にPSTNの中継交換機・信号交換機が維持限界を迎える中、現在提供している固定電話におけるコアネットワークをPSTNからIP網へ移行することにより維持していく考えを示してきた。

上記、2025年頃の固定電話のIP網への移行に向け、2021年5月より順次他事業者とのIP接続を開始する。

他事業者とのIP接続においては、全事業者が「つなぐ機能POI」(東京都・大阪

府)まで音声呼を送り、2者間の直接接続を実施することとなるため、他事業者との接続に係る設備(GWルータ)を当社の業務区域外(東京都)に新たに設置し、県間のIP電話サービスの役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行うこととする。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

IP 通信網サービス、IP電話サービス、及び電話サービスの提供業務を営むために保有する設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

(2) 技術

IP 通信網サービス、IP 電話サービス、及び電話サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

IP 通信網サービス、IP 電話サービス、及び電話サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたっては、PSTN マイグレーションに係る意識合わせの場においてGWルータのインターフェース条件を既に情報開示を行っており、当社の業務区域内に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備と

して指定されており^{※3}、当社の業務区域外に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備接続料規則第3条に基づく許可申請をしており、許可を受けた場合には第一種指定電気通信設備に準ずるものとして取扱うこととし、接続約款に接続料及び接続条件の設定を行うことで、接続等の迅速性、公平性を確保する。

さらに、本業務に用いる県間伝送路(既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの)、中間配線架及び中継ルータについては、指定設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、接続約款に接続料に準じた負担及び接続条件の設定を行うことにより、接続等の迅速性、公平性を確保する。

上記接続約款の認可までの期間においては、電気通信事業法第33条第10項に規定されている協定を他事業者と締結する予定である。

また、今回新たに調達した東西間の県間伝送路においては、事業者の選定にあたり透明性・公平性を確保する観点から公募により調達しており、今後県間伝送路を調達する場合においても、公募により調達する考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

※3 ひかり電話網の第一種指定電気通信設備への指定対象への追加(総務省告示第 367号 平成 20 年 7 月 7 日)

(2) ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、インターフェース条件を既に事業者間意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本業務の届出に合わせて接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款に規定する予定である。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者はIP電話サービスを既に提供中であることから、他事業者が本業務と同様の業務を営むに当たって顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

(4) 営業面でのファイアーウォール

本業務は、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において、大阪・東京の2拠点で接続することが合理的であるとされたことを踏まえ、今回新たに調達した東西間の県間伝送路等を用い、県内通信を組み合わせることで県間のIP電話サービスを提供するものである。また、他事業者も当社と同様の業務を実施する際には、同様の構成となると想定される。

このように、県間のIP電話サービスの業務を営む場合には、当社も他事業者も県内通信と組み合わせることで提供することとなることを踏まえて、県間のIP電話サービスについて公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

なお、従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては引き続き公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和2年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

なお、今回の構成はPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において、大阪・東京の2拠点で接続することを想定しているが、今後、当社及び他事業者が現在想定できないような構成で、県間のIP電話サービスの業務の提供を行うなど、公正競争を阻害するおそれが生じる場合等には、それに対応するために必要な措置を講じる。

(5) 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費(顧客獲得に要するコストを除く。)の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたっては、インターフェース条件を既にPSTNマイグレーションに係る意識合わせの場において情報開示を行っており、また、本業務の届出に合わせて接続に必要なインターフェース条件、接続料を接続約款に規定する予定であり、関連事業者の取扱いに関する公平性を確保する考えである。

なお、本業務においては「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行うこと

を予定しているが、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で行うとともに、排他的な共同営業を行う予定はないことから、公平性は確保されているものとする。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

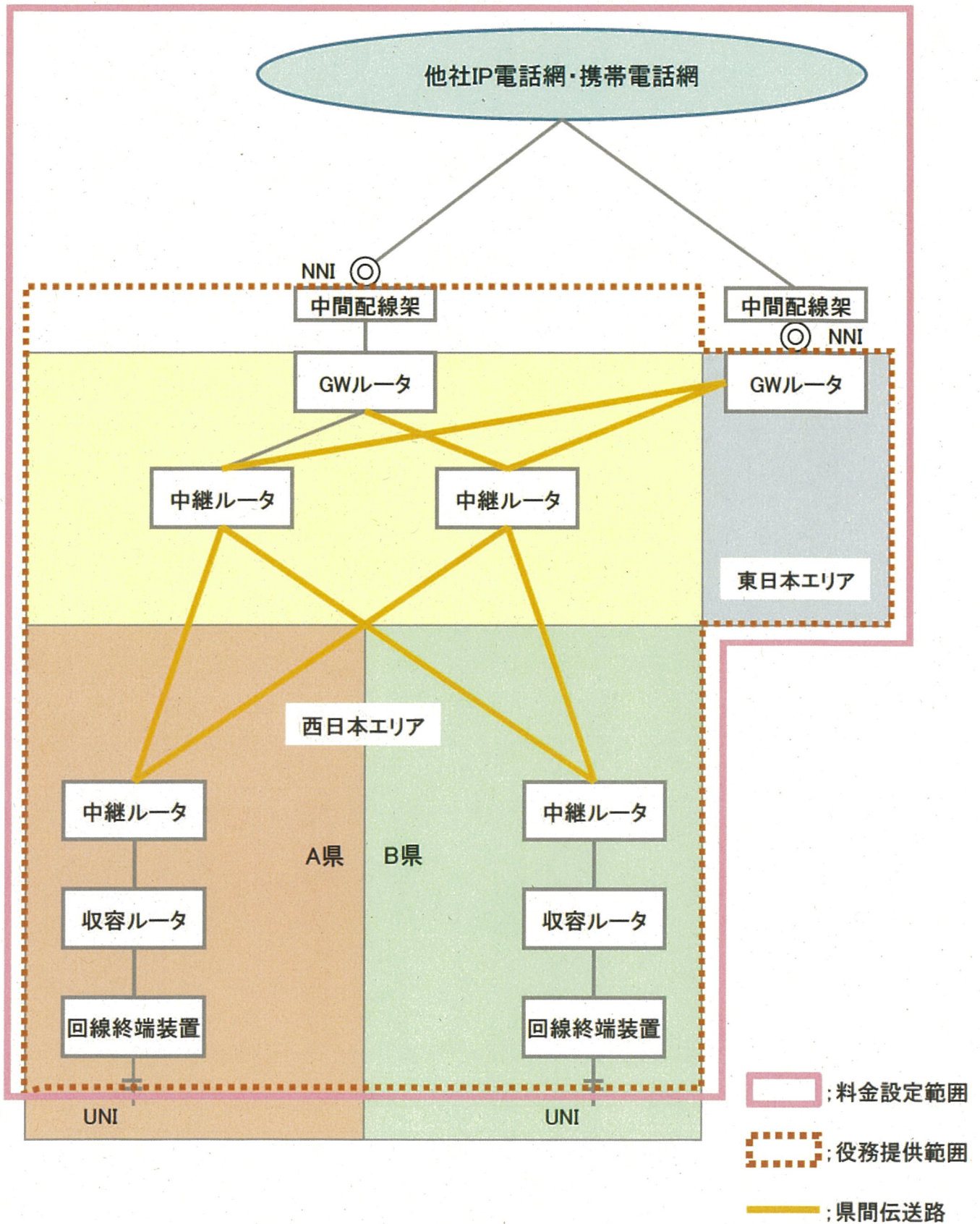
以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

また、本業務を営むにあたり、総基事第39号(平成20年2月25日)の認可時に付された条件は、引き続き遵守していく。

添付資料

1. IP電話サービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. IP電話サービスの設備構成



NNI (Network-Network Interface)・・・ネットワーク間を接続するためのインターフェース
 UNI (User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース
 中間配線架・・・すべての事業者が2者間の相互接続を行う配線設備

2. 収支算定の考え方

【収入】

算定方法
活用業務対象部分の収入単金に予測トラフィックを乗じて算定

【費用】

	算定方法
県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストを計上
支払いAC	他事業者の接続料単金に予測トラフィックを乗じて算定
営業費	対象サービスの提供に必要なとなる営業費

【収支対象範囲】

: 網掛部分が収支対象範囲

